

全青司2015年度会発第66号  
2015（平成27）年12月2日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿  
厚生労働大臣 塩崎恭久 殿  
衆議院議長 大島理森 殿  
参議院議長 山崎正昭 殿  
政党各位

## 全国一斉生活保護110番の相談結果を受けての 生活保護制度（特に住宅扶助基準）の見直しに関する意見書

全国青年司法書士協議会  
会長 石橋 修  
東京都新宿区四谷2-8 岡本ビル505号  
TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527  
e-mail KYW04456@nifty.com  
URL <http://zenseishi.com/>

私たち全国青年司法書士協議会は、全国の青年司法書士約3000名で構成する「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。

当協議会は、2015（平成27）年9月6日（日）、午前10時から午後4時までの6時間、全国14都県15会場、計40本の電話回線による相談体制を設け、「全青司全国一斉生活保護110番～あきらめないで、あなたの命のために～」を実施した。

今回の110番では、生活扶助基準及び住宅扶助基準の引き下げによる市民生活への影響が極めて甚大であることが明らかとなり、当協議会が過去11年連続で実施してきた「全国一斉生活保護110番」と比較しても、生活困窮状態がさらに拡大・深刻化していることが顕著となった。

そこで、寄せられた生活困窮に喘ぐ市民の真実の声をセイフティーネットである生活保護制度の改善に反映させる必要性を強く認識するに至ったので、以下のとおり意見を述べる。

### 意見の趣旨

- 1、住宅扶助基準の引き下げ実施による生活保護利用者への影響の深刻さを受け止め、引き下げられた住宅扶助基準を最低でも従前の基準まで引き上げること。

- 2、福祉事務所の所員（ケースワーカー）について、社会福祉法第16条による標準配置数の見直しによる増員、ケースワーカー1人あたりの担当件数のさらなる軽減、ケースワーカーの生活保護に関する知識・経験不足に起因する誤指導を防ぐためのスキルアップ研修などの諸制度を整えること。
- 3、シングルマザー等の若年層の生活困窮者が早い段階で相談窓口にアクセスでき、生活の立て直しを図ることができるように、早急に若年層向けの支援施策を実現すること。
- 4、高齢層の生活困窮者が、憲法第25条で保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を営めるよう、福祉事務所と介護福祉・医療分野との連携を強化し、相談窓口の拡充を図り、生活保護の適正な実施を実現すること。

### 意見の理由

- 1、引き下げられた住宅扶助基準について、最低でも引き下げ前の基準まで早急に引き上げること

政府は、本年7月1日、生活保護利用者、支援者らの反対の声を押し切り、住宅扶助基準の引き下げを断行した。なお、この住宅扶助基準の引き下げ断行以前に、既に生活扶助基準について、平成25年8月に第1回目、平成26年4月に2回目、そして本年4月に3回目の引き下げを断行している。この3回にわたる生活扶助基準引き下げによって全保護利用世帯の約96%の世帯が、生活保護受給額が減額されるに至っている。

今回の住宅扶助基準の見直しによって、新たに住宅扶助基準が下がった地域の相談者からは、新たな基準内での賃料の物件を探しているが全く見つからない、転居の期限は決まっているのに新基準内の物件が見つからないなど、以下の通り強い焦りを訴える相談が多数寄せられた。

#### 【寄せられた声】

- ・安い物件を探したがなかなか見つからない。
- ・引き下げ後の住宅扶助基準内で転居先を探すよう指導があったが、物件が見つからないので、差額について生活扶助費から支出し、現在の住宅に住み続けるという選択をせざるを得ないが、どうにかならないか。
- ・住宅扶助基準が下がるので引っ越して欲しいとケースワーカーに言われて探しているが、統合失調症を理由に受け入れてもらえる物件が見つからない。今住んでいる物件も数十件探してようやく入居できた。転居は困難である。
- ・11月までに転居するよう指導を受けたが、エレベーター付きの物件が見つからない。
- ・現在住んでいる市内では基準内の物件が見つからず、隣接市でも探したいがケースワーカーがいい顔をしない。

中でも、新基準内の物件が見つからないため、現在の物件にそのまま住み続けるしかないという相談者は、引き下げによって生じる差額の自己負担を強いられることとなり、その負担は当然に生活扶助費の中から捻出するほかなく、「これ以上食費を削ることはできない」という訴えが非常に多かった。

前述のとおり、既に生活扶助費は3度にわたって引き下げが断行され、生活扶助費の減額に消費税増税も相まって、生活の困窮状態はさらに深刻化している。それにも関わらず、住宅扶助基準の引き下げ額相当額を生活扶助費から捻出せざるを得ない状況は、生活保護制度の最低生活保障機能が実質的に失われてしまうことに他ならず、このような市民の生存権を脅かす違法な状況は到底見過ごすことはできない。

さらには、統合失調症をはじめとする精神疾患の当事者からの相談内容も看過できない。

現在の物件への入居に際し、精神疾患の当事者が置かれた現状を正しく理解し、受け入れてくれる家主を探すのに、通常の物件探しの何倍もの時間や労力を割いた厳しい経験をもつ当事者にとって、自力で新たな物件を探すこと、自力で契約締結に至ることは、その過程そのものが耐え難い強いストレスとなる。

特に、現在の住まいでヘルパーの支援を受け生活している精神疾患の当事者にとっては、新たな物件所在地によっては、これまで生活を支えてくれたヘルパーから新しいヘルパーへの交代を余儀なくされる。住まいが変わること以上にヘルパーの交代は不安要素として当事者にとっては深刻な問題である。

ようやく現在の住まいで安定した生活を手に入れた当事者にとって、住宅扶助基準引き下げに伴う転居は、生活そのものを一から組み立て直す必要に迫られ、そのことが精神の安定をさらに害する結果となるのだということを正しく認識した対応が福祉事務所においてなされるべきである。

今回の相談からは、生活保護利用世帯の多くが住宅扶助基準引き下げによる混乱の中にいること、住宅扶助基準の引き下げは、単なる家賃減額の問題にとどまらないことが明白となった。人は、生活保護制度を利用しているか否かに関わらず、適切な住環境が保障されて初めて、真に人間らしい生活を送ることができる。

当協議会は、こうした基本的な視点をないがしろにした住宅扶助基準の引き下げが断行されてしまったという事実を真摯に受け止め、この社会で生きる生活困窮世帯が健康で文化的な最低限度の生活を営めるよう、大至急、引き下げた住宅扶助基準を従前の基準まで引き上げるよう、強く求める。

2、適切・妥当な相談体制の確立、生活困窮者支援はもはや待ったなしの状況である。

今回の全国一斉生活保護110番では、午前10時から午後4時までのわずか6時間で全国から7893回の総呼数があった。当協議会で用意した電話40回線をもって対応で

きたのは、そのうちのわずか459件であった。

今回、当協議会としては、この総呼数7893件という数値に、着目せざるを得ない。もちろん40回線しか用意できなかったため、同じ人が繋がるまでの間、何回も電話を掛けたことは容易に想像できる。しかし、発信地域別接続状況を見ると、日本全国から偏りなく相談が寄せられている。この数値から言えることは、相談窓口が絶対的に不足しているということである。生活が困窮し、なんとか生活を立て直したいと願っていても、相談できる窓口がない、もしくは窓口はあっても相談して何らかの回答を得たいにも関わらず、回答を得るまでには至らない、そういった相談ニーズに対応しきれていないということである。生活困窮から心身の健康バランスを崩し、自ら命を絶つ市民を1人でも減らすためにも、相談窓口のあり方を再検討すべきである。

また、相談を受けた中で表面化した問題として、福祉事務所のケースワーカーの知識・経験不足からくる、不適切な対応による苦情があまりに多いという点が挙げられる。

以下、寄せられた声の一部であるが、ケースワーカーが生活保護法や通達等を正しく理解せぬまま対応しており、その弊害は目に余ると言わざるを得ない。

#### 【寄せられた声】

- ・持家を処分しないと生活保護は申請できないと言われた。
- ・現在住んでいる家が親名義だから保護は受けられないと言われた。
- ・生活保護の申請に行ったら借金があるからという理由で断られた。
- ・「まだ元気ですよ」と言われただけで何も相談に乗ってもらえなかった。
- ・毎月の収入報告が1日でも遅れると生活保護費を支給してもらえない。

改めて確認するまでもなく、福祉事務所は市民の命や健康に直結した部署である。その部署を担当する所員に求められる資質は、生活保護法はもちろんのこと、生活保護行政が多くの通達の上で運営されている実態を踏まえ、それらに精通した所員によって担われる必要がある。しかしながら、1人のケースワーカーが担当している生活保護世帯は、僅かに減少したとはいえ、平成24年の時点で約93世帯という状況であり（「生活保護制度の概要等について」平成25年10月4日厚生労働省社会・援護局保護課）、ケースワーカー自身のメンタルヘルスも心配されるところである。

今般、生活困窮者自立支援法等による民間活力の活用にも多いに期待するところではあるが、やはり生活保護の現場を担い、直接市民と接するのはケースワーカーであり、ケースワーカーの精通なくして、誤指導を防ぐ手立てはない。社会福祉法第16条による標準配置数の見直しによるケースワーカーの増員、ケースワーカー1人あたりの担当件数の軽減、ケースワーカーの生活保護に関する知識・経験不足に起因する誤指導を防ぐためのスキルアップ研修等、これまでも改善が求められてきた内容ではあるが、今一度、見直す

べきである。

3、若年層の生活困窮者に対する支援策を早急に講じるべきである。

今回の110番では、当協議会で対応できたのは459件であった。この459件の相談のうち、若年層からの相談はほんのわずかであった。この結果は、若年層が相談窓口十分にアクセスできていないということではないだろうか。

若年層の貧困問題は既に顕在化した社会問題であるが、今後、貧困に喘ぐ若年の層はさらに厚くなっていくことが予想される。

シングルマザー等の若年層の生活困窮者が早い段階で相談窓口アクセスでき、生活の立て直しを図ることができるように、若年層向けの支援施策が急務であることを認識し、早急に具体的施策を講じるべきである。

4、福祉事務所と介護福祉・医療分野との連携強化、相談窓口の拡充を図り、高齢層の生活困窮者に対する生活保護の適正な実施を実現すべきである。

生活保護受給者のうち、高齢世帯の比率は4割を超えている(厚生労働省発表)。しかし、我が国の生活保護における捕捉率は全体で2割程度と言われており、保護の要件を満たしているにもかかわらず受給に至っていない高齢層の生活困窮者が多数存在することは確実である。原因は様々であろうが、無年金・低年金が大きな原因であると考えられる(無年金者数は19万人〔平成19年、社会保険庁〕、満額でも月額6万5千円のみ1号被保険者は1805万人〔平成25年、厚生労働省〕)。

#### 【寄せられた声】

- ・夫婦共70歳を超えているが、まだ住宅ローンの返済中であり、月10万円の年金では夫婦2人の生活費が足らず、借金が重なっていく。
- ・親の介護、看取りの期間働けなかった。65歳になり貯金も底をつきかけている。
- ・無年金。所有する農地に小屋を建てて住んでいるが、親族からの月1~2万円の援助だけでは生活できない。
- ・病院に通うためにバスを利用する必要があるが、バス停が遠いアパートへの入居しか認められなかった。
- ・住んでいる市営住宅の日当たりが悪いため精神疾患の病状が悪化していることを理由に転居を希望しているが、引越費用を支給してもらえない。

実際に、今回の110番でも無年金・低年金の高齢者からの相談が多数寄せられたが、身寄りが無い、持病を抱えている、要介護状態であるなど、命の問題に直結するケースも少なくない。また、高齢世帯での生活保護受給者に対して、介護福祉・医療分野などとの連携がなく、福祉事務所の対応として福祉的観点を考慮していないと考えられるケースも

見受けられる。当然であるが、高齢者の心身の状況を考慮しないこのような保護の実施は到底許されるべきでない。福祉事務所と介護福祉・医療分野との連携強化、相談窓口の拡充を図り、高齢層の生活困窮者に対する生活保護が適正に実施されるよう、強く要望する。

さらに、今回の110番で見過ごせないのが、高齢の70代から80代の両親と30代後半から50歳の子どもとの同居家庭のケースである。親の年金で一緒に生活している子ども世代や、子どもの僅かな収入で無年金の親と一緒に生活しているケースなど、生活困窮の実態が明らかとなった。

#### 【寄せられた声】

- ・52歳の息子が4年前に福島に派遣されていたが、背中や腰骨を痛め、車に乗れなくなった。失業した息子は働く意欲もなく、支援を受けることも拒否している。
- ・脅迫性障害を患い働くことができないので、70歳の母親の年金（月65,000円）で2人暮らしをしているが、ケースワーカーに39歳だから働けると言われ、申請できなかった。
- ・同居している長男（53歳）に発達障害がある。自身も83歳で糖尿病を患っており、寝たきりの状態。家を売って施設に入りたいが、長男が大声でどなり、家に火をつけるのではないかと思うと心配であり、いつ自分も殺されるかと思って冷や冷や暮らしている。自分の年金月50,000円での2人暮らしは身体にも辛く、余生を施設でゆっくり過ごしたい。
- ・68歳の父親。44歳の息子が4年前に退職し、家に引きこもっている。年金が少ないので、息子には独立して生活して欲しい。
- ・高齢の母親と65歳の自分との2人暮らし。母の介護のために働けない。

これらの相談から見えてくる親子の同居家庭が抱える問題点は、親もしくは子のいずれか一方に収入があったとしても、その収入が極めて低額であるという点。さらには、一つの世帯が複数の課題を抱えており、わずかな収入で同居家族を支えることが著しく困難となっている点である。子ども世代の失業、引きこもりや精神疾患、親の看病や介護など、生活保護制度の利用だけでは解決できない複数の課題については行政・各種専門家等の連携による支援体制の構築が不可欠であり、早急な対策を講じるべきである。

以上